

# 裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究

——北九州・裁判員威迫及び請託事件を手がかりに——

吉 村 真 性

## 一 はじめに

裁判員制度は施行前から様々な懸念を抱かれていたが、二〇〇九年五月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法と略す）が施行され、既に八年が経過しようとしている。この間、二〇一二年一月には最高裁判所が『裁判員裁判実施状況の検証報告書』<sup>(2)</sup>を公表し、法務省も二〇一三年六月に『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書<sup>(3)</sup>を公表し、二〇一五年六月に同法改正にも至っている。裁判員制度の運用を巡っては概ね順調との見方もある一方で、これまで看過しがたい課題も指摘され根本的な改善を求める見解も散見される<sup>(4)</sup>。

この度、中央大学をご退職される椎橋隆幸先生は裁判員制度の在り方を考えるに当たり、以前に御著書の中で、「新しい制度を導入するときには、それが現在の制度よりもトータルとしてより良く機能するもの、言葉を換えれば、国民にとって良い制度として受け容れられるものでなければならない」と述べられている<sup>(5)</sup>。確かに裁判員制度には賛否両論や運用上・手続上の課題もあるが、一方で裁判員制度の導入を契機として刑事司法の手続改革が相まって立法や運用面で改善への若干の兆しも指摘されている。例えば、公判前整理手続による証拠開示制度、被疑者国選弁護制度、被告人の身体拘束の運用、さらには直接主義・口頭主義を実質化

することによる公判中心主義の再生に向けた期待等である。<sup>(9)</sup>このように正負両面を抱える裁判員制度であるが、椎橋先生の述べられる「国民にとって良い制度として受け容れられるものであるかどうか」という視座は、国民が真に納得できる制度の在り方を探っていく上で、賛否両論に共通する有益なメルクマールであろう。

## 二 問題意識

さて裁判員制度の在り方を考えるに当たり、「裁判員の解任」及び「対象事件の除外」に関しても重要な課題がある。二〇一六年に福岡地裁小倉支部で起きた裁判員への声かけ威迫・請託事件（以下、「声かけ事件」と略す場合がある）は、その課題を考える契機となった。この事件では殺人未遂で起訴された指定暴力団の組幹部に対する裁判員裁判の閉廷後、裁判所外で裁判員二名が公判を傍聴していた二名の男に声をかけられ、その後、補充裁判員を含む五名の裁判員が辞退を申し出る事態となった。<sup>(10)</sup>その後、声をかけた男は、裁判員法違反（威迫）で逮捕・起訴され、本件殺人未遂審理は裁判員裁判から除外されることとなった。<sup>(11)</sup>

椎橋先生はこの事件に関する朝日新聞社の取材に対し、「辞任はやむを得ない」としながらも、一方で「脅せば裁判員裁判ができなくなるという風潮になりかねない」と懸念された上で、「被告が（工藤会のような）特定危険指定暴力団の場合だけ対象から除外する策を検討してよいのではないか」と課題を提起された。<sup>(12)</sup>このように本件は裁判員制度が直面する本質的な課題を提起している。確かに、これまでも裁判員が辞任を申立て解任される事案は存在した。<sup>(13)</sup>また、二〇一五年九月に東京地裁でも危険運転致死罪に問われた被告人の公判において傍聴人が法廷外で裁判員に「被告がかわいそう」と声をかけた事案があったが、裁判員の捜査への協力が得られなかったことや、悪質性が低いと判断され告発が見送られている。<sup>(14)</sup>他方、今回の声かけ事件では裁判員法違反での逮捕という点でも、さらに公判途中で裁判員裁判から除外を請求されるという点でも裁判員制度実施以来初めてという点でも注目され、<sup>(15)</sup>制度の根幹を揺るがしかねないとの論調も見られた。<sup>(16)</sup>とりわけ暴力団関係の事件に関しては除外の請求される事案が散見され、そ

の可否が問題となる。例えば本件と同時期に、福岡地裁では工藤会系組幹部を殺害した別の被告人の公判でも、裁判員への威迫が想定されるとして裁判員裁判から除外する決定を言い渡している。<sup>(17)</sup>一方で、二〇一三年にさいたま地検が暴力団幹部の射殺事件において起訴された被告人の裁判で除外請求した事案では地裁は請求を却下している。<sup>(18)</sup>

そこで本稿では、統計が公刊されていないものについて、最高裁に問い合わせを行い、さらに本件事件の弁護人への対面取材で得られた情報も実証的に踏まえることで、解任規定及び除外規定の運用実態を解明する。今後もテロを含め組織犯罪・暴力団等が関連する事件で、同様の事態が起きることも考えられるため、この分野を実証分析する意義は大きい。

### 三 声かけ事件の展開と現行法の手続

#### (一) 一連の流れと地裁の対応

問題となった裁判員裁判は、知人男性に日本刀を突き刺して殺害しようとした工藤会系組幹部が二〇一五年一月に殺人未遂罪で起訴された事件（以下、Ⅰ事件と称す場合がある）の公判審理に関してである。本件では二〇一六年五月一〇日から裁判員裁判が開かれ、同月一二日に結審し、同月一六日に判決を予定していたところ、今回の声かけ事件（以下、Ⅱ事件と称す場合がある）が発生した。この事件を受けて、裁判員法違反での起訴に加え、裁判員解任と除外決定という事態となった。本件発生後の事実関係を把握するため、一連の経過を資料一として作成した。

#### 【資料一…声かけ事件に関連する動向・経緯の一覧（二〇一六年）】

※ 五月一〇日…Ⅰ事件の裁判員第一回公判後、Ⅱ事件の発生

一二日…Ⅰ事件の第二回公判

一三日…同月一六日に予定されていた判決期日の取り消し

裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究（吉村）

三〇日…声かけられた四人の裁判員が辞任を申立て

※ 六月 七日…福岡地裁小倉支部が裁判員四人の解任を決定

八日…補充裁判員一名から辞任の申立て

九日…福岡地裁小倉支部が福岡県警にⅡ事件を告発<sup>(19)</sup>

一三日…辞任を申し出た補充裁判員一人の解任を決定

一四日…最高裁が安全確保を求める事務連絡を全国の高裁・地裁に通知<sup>(20)</sup>

一七日…Ⅱ事件の(元工藤会系組員を含む)男二人を裁判員法違反で逮捕<sup>(21)</sup>

※ 七月 五日…最高裁が高裁・地裁に傍聴人へ裁判員への接触の注意を喚起するよう通知<sup>(22)</sup>

八日…Ⅱ事件被疑者二人が裁判員法違反の罪(威迫・請託)で起訴

福岡地検が福岡地裁小倉支部にⅠ事件裁判員裁判対象からの除外を請求<sup>(23)</sup>

一一日…弁護側が裁判員裁判からの除外に同意する意見書を福岡地裁に提出<sup>(24)</sup>

一三日…福岡地裁小倉支部が裁判員裁判から除外する決定<sup>(25)</sup>

※ 八月 二日…福岡地裁小倉支部が裁判員裁判から除外されたⅠ事件について判決<sup>(26)</sup>

一三日…Ⅰ事件で福岡地検が福岡高裁へ控訴(事実誤認)

一六日…Ⅰ事件で弁護側も控訴(後に量刑不当と判明)

※ 九月一六日…福岡地裁でⅡ事件の裁判員法違反に関する被告人二人の各第一回公判期日。

※ 一二月一六日…Ⅱ事件の被告人二人の各公判において論告・求刑(懲役一年の求刑。判決は二〇一七年一月六日の予定)

前記のように本件では異例の経緯をたどった。これらの流れを整理すると、「Ⅰ事件裁判員の解任決定」・「Ⅱ事件告発」↓「Ⅱ事件裁判員法違反で逮捕」・「Ⅱ事件起訴」を経て↓「裁判員裁判の対象からⅠ事件の除外請求」↓「Ⅰ事件除外決定」という経緯をたどっている。なお報道によると、「見た目や態度、言動を含め畏怖に値すると判断した」と捜査関係者が明らかにしたとされる<sup>(27)</sup>。

一方で裁判所側の対応についても一覽から迅速な対応が見て取れる。同年六月一四日と七月五日に最高裁から通知が発せられて以降、裁判所はこれにも迅速に対応をとり始めた。一方で、検察側も今回の事件を受けて、暴力団事件について、「今後は個人的な犯行とみられる事件でも積極的に除外請求していく」と取材でコメントしたことが報道されており、<sup>(28)</sup> 今後は検察側も除外請求を積極的に行う姿勢を示しており、暴力団排除の機運も影響しているように思われる。

## (二) 裁判員法違反での審理

II事件で起訴された被告人二名の審理は、福岡地裁本庁において開かれた。<sup>(29)</sup> これは、審理後の帰宅途中のバス停までの路上でスクーターに乗車して裁判員の前ですれ違い様に一時停車し声をかけたとされる被告人Nの公判と、その後バス停で裁判員に声をかけた被告人Kの公判である。公訴事実によると、工藤会系暴力団若頭のHの親交者であり、平成二八年五月一〇日に行われた同人に対する殺人未遂被告事件の第一回公判を傍聴していた被告人らが、同被告事件に関しこの事件の審理に係る職務を行う裁判員を威迫すると共に、その審理に関し請託をしようと考え、同日、同被告事件の審判に係る裁判員二名の女性に対し次のように話しかけたというものであった。Nは「俺は甲の同級生なんよ」「あんたらの顔は覚えとるけね」「甲の同級生だから、よろしくね」等と話しかけ、一方でKは、「明後日も来るんやろ」「裁判員も大変やね」「もうある程度刑は決まっとるんやろ」「いろいろ言っても変わらんもんね」と声をかけたとされる。そして、裁判員の不安、困惑を生じさせる行為をすると共に、前記Hにとって有利な審理を行うよう依頼し、もって裁判員に対し被告事件に関し威迫の行為をすると共に、法令の定める手続により行う場合でないのに、その職務に関し請託をしたという内容であった。これらの罪名罰条は、後述する裁判員法の請託罪（同法一〇六条一項）、威迫罪（同法一〇七条一項）として起訴された。被告人Nは事実関係を認めた上で、情状面で自分の性格や反省の態度等を主張した。一方、被告人Kは裁判員に声をかけた事実は認めながらも、威迫・請託に関する事実の存在については否認して争った。

とりわけ、この審理で、検察側の論告に注目すると、法益侵害の結果の重大性を次のように示しており、このように威迫罪及び

請託罪に関する法益の本質を読み取ることができる。

「裁判員に対する威圧行為や請託行為が禁じられているのは、裁判員に対する不正な働きかけを処罰することで、職務の執行の適正を確保し、裁判の公正及びこれに対する信頼を保護すると共に、個々の裁判員の個人的な生活の平穏と自由を保護するものである。仮に威迫行為或いは請託行為が横行した場合、裁判員等が公正な判断ができなくなってしまう事態になり、(刑事裁判に市民感覚と取り入れて充実した審理をするために発足した)裁判員制度を根底から揺るがすことになる」

その上で、本件への当てはめとして、実際に裁判への影響が生じた具体的な事実を次のように挙げている。

「本件において、(直接声をかけられた被害者のみならず、裁判に参加していた他の)裁判員及び補充裁判員に強い恐怖を感じさせ、当初予定されていた判決期日が延期となり、裁判員裁判ではなく裁判官の合議体による審理になるなど、実際に裁判員らを萎縮させたり、公正な判断ができない事態を招き、審理に深刻な影響を与えた。以上に加え、社会的にも大きく報道されたことから、全国の裁判員及びその候補者等に対しても不安感と恐怖感を与え、まさに裁判員裁判の根幹を揺るがす事態が現実に引き起こされた」

以上を分析すると、「裁判員制度の根底」に関わるものとして、「裁判の公正さ」、「裁判員の生活の平穏と自由」という要素を保護法益であると捉えている。その上で、実際に公判が延期されたことや、除外されたことにより「審理に影響を与えた」事実及び「裁判員等に不安と恐怖感を与えた」事実を踏まえる形で、一連の流れを具体的に発生した侵害結果として挙げている。

### (三) 不当な介入に対する現行法の措置

本節では、声かけ事件のように不当な介入・圧力が裁判員へ加えられる場合の事前及び事後的措置について整理する。

#### (ア) 罰則による「抑止策」・裁判員等の保護

では、裁判員への声かけのような不当な介入が発生した場合の現行法上のとりうる措置について整理してみることとする。現行法上、裁判員に対し不当な干渉を行った者への罰則規定としては、裁判員への請託罪等（裁判員法一〇六条）、及び裁判員に対する威迫罪（裁判員法一〇七条）が設けられている。また、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、組織的犯罪処罰法と略す）においても、組織的犯罪に係る裁判員等への威迫罪（同法七条一項四号五号）も設けられている。

まず裁判員への請託罪については、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関して請託をした者に「二年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処する」（裁判員法一〇六条一項）とし、「被告事件の審判に影響を及ぼす目的」で「事実の認定、刑の量定その他裁判員として行う判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者」にも同様の罰則規定が設けられている（同条二項）。また同様に、選任予定裁判員に対し請託した場合（同条三項）、及び「裁判員として行うべき判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した」場合（同条四項）も処罰の対象としている。ここでいう「請託」とは、不正な内容かどうかを問わず一定の依頼をすることである。例えば、裁判員として行う判断に意見を述べる事例としては被告人の事実認定や量刑等の判断結果に対し直接的な意見を述べる場合や、証拠の評価に関して意見を述べる場合が想定されている。また、情報を提供する事例としては、提供者の意見・評価に過ぎない情報を伝達する場合が想定されている。<sup>30)</sup>

次に威迫罪については、「被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務」を行う「裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族」（以下、裁判員等と略す）に対し、「威迫の行為をした者」に「二年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金」

という刑が設けられている（裁判員法一〇七条一項）。また、裁判員候補者等に対して威迫の行為をした者にも同様の罰則規定が設けられている（同条二項）。なお、ここでいう「威迫」とは、言語・動作・態度等の方法を問わず氣勢を示すことで、相手に不安や困惑を生じさせる行為を意味する。このような威迫行為を処罰する立法趣旨は、裁判員等の保護や、裁判員が公平に職務を行使することにありと解されている。<sup>33)</sup>このように現行法は裁判員等への不当な介入に対して罰則を設けている。

なお、組織的犯罪処罰法は、裁判員法よりも重い法定刑を設けている。つまり、「禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合」において、「その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族」に対し、「面会、文書の送付、電話をかけることその他いかなる方法をもつてするかを問わず」、「威迫の行為をした者」（組織的犯罪処罰法七条一項四号）と、「裁判員候補者又はその親族」に対し「威迫の行為をした者」（同法同条一項五号）に「二年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金」を科すと規定している。

他方で裁判員の保護については、裁判員等を特定するに足りる情報を「公」にすることを禁止する保護規定（裁判員法一〇一条）に加え、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下、裁判員規則と略す）でも裁判員等のプライバシー保護のための諸規定を設けている（同規則一二条、一五条、六六条）。また、裁判員等に対する接触を禁止する規定（裁判員法一〇二条）も設けられている。ここでいう「接触」とは、面会、文書の送付、電話など裁判員等が五官で感じる如何なる方法も含まれると解されており、接触を規制することで裁判の公正や信頼を確保すると共に、裁判員等の生活の平穏を保護し負担を軽減することが図られている。<sup>34)</sup>

では、上記のような接触や威迫等の不当な介入が行われてしまった場合の事後的対応としては、どのようなことが可能であるのか。

(イ) 裁判員の解任による「裁判員等の保護（負担軽減）」と追加選任による「公正な裁判の確保」

まず裁判員等の「解任」の措置がある。解任は当事者の請求による解任（裁判員法四一条）、職権による解任（裁判員法四三条）、裁判員等の申立てによる解任（裁判員法四四条）、及び補充裁判員の解任（裁判員法四五条）の規定から構成されている。



そのうち当事者の請求による解任、及び職権による解任事由は、裁判員法四一条一項各号の事由に該当する場合には限られるため、本件声かけ事件のような事案で裁判員等が辞任を申立てる場合は、裁判員法四四一条一項での対応となる。すなわち、裁判員等は、「その選任の決定がされた後に生じた同法一六条八号に規定する事由により」「職務を行うことが困難であること」を理由として裁判所に対し「辞任の申立て」をすることができる（同法四四一条一項）。そして、受訴裁判所は、「その理由があると認めるとき」は、当該裁判員等を解任する決定をしなければならない（同法四四一条二項）。同法一六条八号は辞退事由として「その他政令で定めるやむを得ない事由」を規定しており「裁判員の職務を行うこと」等が困難な者に辞退の申立てを認めている。この点について、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第一六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令」（平成二〇年政令三号）（以下、辞退政令と呼ぶ）に規定されている六号では、「裁判員の職務を行」うこと等により、「自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な理由があること」を「やむを得ない事由」として挙げ、辞任に関して包括的な規定形式を設けている。辞退政令の該当性に関する運用自体は、比較的柔軟に判断されてきたと言われているが、そもそも多くの裁判員候補者等自体が当該規定の存在を把握していないことが問題視されている<sup>(36)</sup>。

このように裁判員等の解任が決定された結果、「裁判員の員数に不足が生じた場合」には「補充裁判員を裁判員に選任する決定をする」ことになるが（裁判員法四六一条一項）、「選任すべき補充裁判員がないとき」は、（裁判員法三八条を準用して）「不足する裁判員を選任しなければならない」ことになる。（同条二項）また、補充裁判員についても追加選任することができる（裁判員法四七条）。このように裁判員等は辞任を申立てることにより、職務から解任されることで保護され、追加選任により公正な裁判を確保する余地も残されているのである。次に、当該措置を講じても欠員が生じる場合の手続を整理する。

(ウ) 欠員が生じた場合の追加選任と除外規定…「公正な裁判の確保」

本件のように裁判員の解任によって補充裁判員を加えても欠員が生じた場合、二つの措置をとりうる。第一に、前述した裁判員

の追加選任を行う方法である（裁判員法四六条）。補充裁判員がいれば補充裁判員を裁判員に選任する決定が行われ（同条一項）、裁判員に選任する補充裁判員がいなくときは裁判所は不足する員数の裁判員を新たに選任しなければならない（同条二項）。

第二に、こうした追加選任が困難な場合には、裁判員を「除外」して裁判官のみで審理する方法である。裁判員法三条一項によれば、地方裁判所は、「被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情」により、「裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者」（以下、裁判員等と略す）の「生命、身体若しくは財産」に「危害が加えられるおそれ」又はこれらの者の「生活の平穏が著しく侵害されるおそれ」があり、そのために裁判員等が「畏怖し」たことで、「裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況」にあるか、又は「裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難である」と認める場合に、当事者の請求又は職権で「裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない」と規定している。

この除外規定の趣旨は、裁判員等に危害及びうる具体的危険性が高い場合に、裁判員等とその危険を冒してまで審理に加わり公正な判断を期待することは過大な負担であると考えられることにある。<sup>(37)</sup> 除外する決定が行われ（裁判員法三条一項）、「裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこと」となれば、裁判員及び補充裁判員の任務は「終了する」（裁判員法四八条）。

#### 四 「解任」規定及び「除外」規定に関する実証研究

##### (一) 「解任」規定の運用

ところで解任決定（同法四四条二項）の運用に関して、詳しい統計資料が公開されていない点で実態はつかめないが、実際には比較的柔軟に認められているという見方もある。<sup>(38)</sup> 筆者が最高裁に確認したところ、裁判員法四四条に基づく解任件数（制度施行（平成二八年七月末まで）は、裁判員九八一件であった。<sup>(39)</sup> とりわけ、同法四四条に注目して、解任理由別に解任件数を分析すると、

資料二：辞任申立てとその他による解任理由数の対比

年 度		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
判決人員（総数）		142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182
裁判員	総 数	10	137	162	156	179	167	160
	そ の 他	1	14	8	19	17	6	6
	辞任申立	9 (90%)	123 (90%)	154 (95%)	137 (88%)	162 (91%)	161 (96%)	154 (96%)
補充裁判員	総 数	85	675	474	387	267	238	196
	そ の 他	77	601	402	304	199	170	136
	辞任申立	8 (9%)	74 (11%)	72 (15%)	83 (21%)	68 (25%)	68 (29%)	60 (31%)

※ 本表において（ ）内の数値は、解任理由全体において「辞任申立」による解任の占める割合を百分率で示した数値である。これによれば、「裁判員」の項目において、「辞任申立」を理由とする解任は、「その他」の理由と比べても全体の9割以上である。一方、「補充裁判員」の項目においては、一見すると「辞任申立」による解任の割合が低いように見えるが、この項目の「その他」の理由には補充裁判員の解任理由の大部分を占める裁判員法四五条の「必要がないと認めたもの」が含まれており、この同法四五条の場合を除けば、「補充裁判員」の項目においても解任理由の中でほぼ9割に増加する。

なお、本資料は、最高裁事務総局が公表している下記統計「裁判員制度の実施状況等に関する資料」を整理・再構築して抽出したものである。下記の URL は [http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09\\_12\\_05-10jissijyoukyou.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissijyoukyou.html) にて公開されていたものであり、全て 2016 年 9 月 4 日に確認したものである。

2015(平成 27)年度の PDF 3 の 31 頁の図表 22 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/H27-103-3.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/H27-103-3.pdf))、  
 2014(平成 26)年度 PDF 2 の 29 頁の図表 22 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/H26-103-2.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/H26-103-2.pdf))、  
 2013(平成 25)年度 PDF 1 の 29 頁の図表 22 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h25\\_siryo1.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h25_siryo1.pdf))、  
 2012(平成 24)年度 PDF 2 の 29 頁の図表 22 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h24\\_siryo2.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h24_siryo2.pdf))、  
 2011(平成 23)年度の PDF 2 の 29 頁の図表 22 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h23\\_siryo2.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h23_siryo2.pdf))、  
 2010(平成 22)年度の PDF 2 の 29 頁の図表 22-1 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h22\\_siryo2.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h22_siryo2.pdf))、  
 及び 2009(平成 21)年度の PDF 2 の 29 頁の図表 22-1 ([http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h21\\_siryo2.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h21_siryo2.pdf))。  
 (筆者作成)

同条に基づく解任が大部分である(資料二参照)。そもそも裁判員制度に解任規定を設けた趣旨は、参加する個々の国民の負担を軽減することにある。但し、とりわけ「選任前の辞退規定」よりも「選任後の解任規定」の方が一層限られた事由でしか認めていないのは、「審理への影響」と「裁判員への過度の負担」とのバランスを図ったものと解されており、<sup>(40)</sup>解任規定の運用は両者のバランスを考慮して慎重に行われる必要がある。

### (二) 「除外」規定の立法時の議論

一方、除外規定については、どのような議論の経緯で設けられるに至ったのであるのか。まず、立法時の議論から同規定への当時の考え方を探る。そもそも司法制度改革審議会でテロや暴力団事件を想定し裁判員への危害の問題が提起され

たこともあり、司法制度改革審議会意見書<sup>(42)</sup>において、「対象となる刑事事件」について、「例えば、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件など、特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地がある」と示された。

そして二〇〇二年から二〇〇四年まで裁判員制度・刑事検討会が開かれた。ここでは、裁判員制度の適用される事件の範囲を狭めてしまう警戒感から警備等で対応できるとして除外規定に慎重な意見もあった（第一四回・二四回議事録）。しかし、裁判員の負担軽減、及び裁判の公正さを確保する点から除外規定を設ける案が支持を得て、除外する範囲を限定すると共に、除外する要件を客観的で明確なものにする方向で議論がまとめられた（第二八回議事録<sup>(43)</sup>）。その後二〇〇四年三月に裁判員法案が国会に提出された。衆議院法務委員会では、政府参考人（山崎潮）が「ある特定の団体に所属していただけ」で除外されるわけではないと説明をした。しかし委員（松野信夫）が除外規定の適用が「濫用」されるおそれがあると指摘して「例外的な規定」であるかを同政府委員に念を押したのに対し、同政府参考人は「ごく例外的な事案に限って認める」と発言している<sup>(44)</sup>。このように当時、除外規定に関しては濫用が懸念されていたことが窺える。

### （三） 除外規定の要件について検討

当該規定の要件として求められている危険性とは、単に被告人が組織的犯罪集団の一員であるというだけの事情や、漠然とした不安を抱えているに過ぎない場合も除外事由に該当しないと考えられ、具体的状況にあることが必要と解されている<sup>(45)</sup>。例えば、裁判員に復讐を予告する場合や、被告人が所属するテロ組織が裁判を妨害するために裁判員の殺害予告をするような場合が典型例として想定される<sup>(46)</sup>。

また当該手続に関しても、除外するか否かの決定は、当該事件に関与している裁判官以外の裁判官の合議体により判断される（裁判員法三条一項）。これは、当該事件に関与している裁判官が判断すると、裁判員を排除したいために除外事由に該当すると判断し

たのではないかという疑いを招くからであると言われている<sup>(47)</sup>。さらに、その判断時においては予め検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないことに加え(裁判員法三条三項、裁判員規則三条)、既に裁判員の参加する合議体が構成された後に職権で除外決定を行う場合には、予め裁判長の意見も聞かなければならない(裁判員法三条四項)。なお、当該決定には理由を付さなければならず(裁判員法三条五項、及び裁判員規則四条一項)、即時抗告をすることもできる(裁判員法三条、及び裁判員規則五条)。

#### (四) 除外規定の運用実態

次に除外規定の運用に触れる。これまで除外の請求された事案は複数あったが、「厳しい要件が課せられて」おり、除外されず判決に至ったものがあると報道されている<sup>(48)</sup>。除外決定に関する明確な統計が管見の限り存在しなかったため、筆者が独自に最高裁広報課に確認したところ、除外決定は、これまで七件のみであり、且つ全ての除外決定が福岡地裁に集中していた(資料三参照)。なお、I事件の除外決定後の間もない時期に、岡山地裁でも除外決定が行われたという報道があった<sup>(50)</sup>。

#### 【資料三…裁判員法三条一項の除外決定の件数(制度施行(平成二八年七月末まで)】

全国で七件(被告人一人)

内訳：福岡地裁本庁四件(六名の被告人)、小倉支部三件(五人の被告人)

#### (五) 除外決定内容の解析

ここでは、事件担当の弁護士への対面取材から得られた情報に基づいてI事件の除外請求及び除外決定の論理構成をそれぞれ解析することで、実態を解明する。第一に、I事件の裁判員の辞退の申立てに関し、検察側からの除外請求は下記のような内容の論理構成であった。検察側の「請求趣旨」としては、今回の声かけの事案の概要が挙げられ、「請求理由」としては、「裁判員への請託・威迫があったという内容」、「裁判員が接触をした人物が工藤会構成員であると思っ込んでいること」(但し、実際には現在所属して

いるわけではなく過去に構成員であった）、「工藤会の凶悪性」、及び「声かけ事件が報道され広く一般に知れ渡っていること」を挙げた上で、裁判員法三条一項の要件に該当するとして、除外請求する内容であった。なお弁護側としては、裁判員としての職務を遂行することができず、追加の裁判員選任も困難であると考えられ、裁判への影響を避けるため、相当であると同意する意見書を提出したとのことである。

第二に、除外についての「決定理由」の論理構成は下記の通りである。Ⅰ事件（第二刑事部）の除外決定は、事件とは別の裁判体（第一刑事部）が行った。当該決定では、Ⅱ事件の内容とその他の事情が踏まえられた。とりわけ、その他の事情としては、被告人と声をかけた二人との関係性、被告人等が関係する工藤会の性質（全国で初めて且つ唯一の特定危険指定暴力団であること）から裁判員が受ける恐怖心、及び本件Ⅱ事件が全国的に報道され周知されたことであった。そして、これらを踏まえた上で当裁判所の判断（第一刑事部）として「捜査関係資料などから認められる声かけ事件の内容、その他の事情に照らすと、今後本件被告事件を裁判員の参加する合議体で取り扱うと裁判員候補者又は裁判員等の生活の平穏が著しく侵害される。そのため、裁判員候補者又は裁判員等が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状態になると認められ、又は裁判員としての職務が遂行できず、これに代わる裁判員の選任も困難であると認められる」という理由に基づくものであった。

これらを見る限り、声をかけた者が関係していた組織が如何に凶悪であるかを詳述することで、裁判員等が畏怖したと言える具体的根拠を示していると思われる。また、事件が全国的に報道されたことも挙げられており、事件の影響力も示されている。

## 五 裁判員制度の意義と合憲性

### （一） 背景

では次に、裁判員制度の合憲判決の分析を通して、その意義を確認する。裁判員制度の合憲性について、制度実施以来いくつも

高裁で争われてきたが、いずれも違憲の主張が退けられてきた。<sup>(51)</sup> こうした司法参加を巡る議論は今に始まったわけではなく、そもそも憲法制定直後においても、陪審制と参審制を念頭に合憲説と違憲説とが対立してきた経緯もある。<sup>(52)</sup> 裁判員制度導入の提言後も、同制度を合憲とする立場と、<sup>(54)</sup> 違憲とする立場とが対立してきた。<sup>(55)</sup> こうした様相の中で、平成二三年に最高裁大法廷判決が全員一致で示した裁判員制度に対する初の合憲判決は、裁判実務的にも争いに一定の方向性を定めるに至った。<sup>(57)</sup> その点で、裁判員制度の存在を法的に安定させるものと見られている。<sup>(58)</sup> 但し、依然として一部に根強い批判もある。<sup>(59)</sup> なおその後、本判決で示された趣旨に徴して平成二四年の最高裁第二小法廷判決では、裁判員による審理裁判を受けるか否かについて被告人に選択権が認められていないことが違憲ではないと判断された。これについては紙面の関係上、この程度の言及にとどめる。

## (二) 平成二三年最高裁による合憲判決の論理

本判決は、覚せい剤取締法違反等の裁判員裁判で有罪判決を受けた被告人側が上告した事件に関し、以下の憲法違反の主張に関するものであった。これに対し最高裁は、「憲法は、国民の司法参加を許容しているものと解され、裁判員法に所論の憲法違反はない」として、上告を棄却した。

被告人の上告趣意の所論は、次の内容である。所論①憲法には「国民の司法参加」の規定はなく、憲法八〇条一項は下級裁判所が裁判官のみにより構成されることを定めていると解されるため、「裁判員制度」は憲法三二条、三七条一項、七六条一項、及び三一条に違反する。所論②裁判官は裁判員の判断に影響・拘束されることになるため、憲法七六条三項に違反する。所論③裁判員が参加する裁判体は憲法七六条二項により設置が禁止される特別裁判所に該当する。及び所論④裁判員となる国民に憲法上根拠のない負担を課すものであり、「意に反する苦役」に服させることを禁じた憲法一八条に違反する。

これらの主張に対し、本判決が示した論理は次の通りである。最高裁はまず、「国民の司法参加が一般に憲法上禁じられているか否か」について、現行憲法に国民の司法参加を認める旨の規定が置かれていないことについては認めながらも、「このことが直ちに

国民の司法参加の禁止を意味するものではない」と述べる。その上で、国民の司法参加が許容されるかどうかの判断基準を「憲法が採用する統治の基本原理や刑事裁判の諸原則、憲法制定当時の歴史的状况を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討して判断」することであると示した。その判断内容としては、近代民主主義国家の基本的人權の保障を規定した憲法では、憲法三一条から三九条において「適正な刑事裁判を実現するための諸原則」を定めており、これらは歴史を通じて確立されてきた普遍的原理であると位置づけている。そして、その諸原理を遵守するために「高度の法的専門性が要求される」と述べる。こうした諸原則の存在と、憲法が裁判官の職権行使の独立と身分保障の規定を三権分立の原則の下に置いていることを総合判断に挙げて、憲法は、刑事裁判の「基本的な担い手」として「裁判官を想定している」と判断した。他方で、欧米諸国にも目を向け歴史的・国際的視点から民主主義の発展に伴い「国民が直接司法に参加すること」により、裁判の「正統性を確保しようとする流れ」が広がり、陪審制や参審制が採用されてきたこと、日本でも停止中とは言え陪審制が存在していたこと、及び憲法制定に際し刑事裁判に関する諸規定が米国の司法を念頭において検討されたこと等、憲法制定過程を検討し、陪審制又は参審制を有する欧米諸国の経験に照らして「刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図ることと、憲法の定める人權の保障を全うしつつ、証拠に基づいて事実を明らかにし、個人の権利と社会の秩序を確保するという刑事裁判の使命を果たすことは、決して相いれないものではなく」と述べた上で、「国民の司法参加と適正な刑事裁判を実現するための諸原則とは、十分調和させることが可能であり、憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はなく、国民の司法参加に係る制度の合憲性は、具体的に設けられた制度が、適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触するか否かによって決せられるべきものである。換言すれば、憲法は、一般には国民の司法参加を許容しており、これを採用する場合には、上記の諸原則が確保されている限り、陪審制とするか参審制とするかを含め、その内容を立法政策に委ねていると解される」と判示した。

その上で所論①に関しては、裁判員の選任手続から評議・評決手続までの規定、さらには裁判員に対する請託・威迫等には「罰則をもって禁止」されている（裁判員法一〇六条・一〇七条）ことも挙げた上で、「裁判員裁判対象事件を扱う裁判体」は「独立し



て職権を行使することが保障された裁判官」と「公平性・中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員」によって構成されていると分析している。そして、「このような裁判員制度の仕組みを考慮した上で、「公平な『裁判所』における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法三十一条、三十二条、三十七条一項）は制度的に十分保障されている」という論理で、所論①には理由がないと判断している。とりわけ本稿との関係では、裁判員への請託・威迫についても、公正性・中立性を確保するための仕組みであると理由づけている点も注目に値する。所論②については、その合憲であるという前提の下に、「憲法に適合する法律に拘束される」のであるから、憲法七六条三項にも違反しないと判断した。続けて所論③についても、裁判員の裁判体が「地方裁判所に属すること」と、「控訴」及び「上告」が認められているため、裁判員の加わった裁判体は「特別裁判所に当たらない」と判断した。そして所論④について、「裁判員の職務」等は、「参政権と同様の権限を付与するもの」であること、及び裁判員法一六条等は、「国民の負担を過重にしないという観点」から、「事態に関し柔軟な制度を設けている」という事情を考慮した上で、裁判員の職務等は憲法一八条後段が禁ずる「苦役」に当たらないと判断している。そして、本判決は最後に裁判員制度の目的について「司法の国民的基盤の強化」であるとした上で、「国民の視点や感覚と法曹の専門性とが常に交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すもの」と述べて、大法廷としての見解を判示している。

### （三） 平成二三年合憲判決への評価と検討

本判決に対しては、裁判員法の合憲性を明確に判示し、裁判員制度の積極的意義と期待を示したと評価する見方や、国民の司法参加を国民民主権原理から正当化したと評価する見方が散見される。<sup>(62)</sup>一方で、裁判員制度が適正・公正な刑事裁判を阻害することはないという消極的判断にとどまっているという批判もある。<sup>(63)</sup>とりわけここでは、「裁判員制度の意義」という視点と、第二に裁判員の職務を憲法一八条の「苦役」に当たらないとした視点に着眼することとする。

第一に、裁判員制度の意義については、裁判員制度を含め刑事裁判に市民が参加する制度には、民主主義的意義と自由主義的意

義の両面があると期待される。<sup>(64)</sup>但し、裁判員制度は民主主義原理のみにより正当化できるのではなく、その本質的な機能は被疑者・被告人の人権保障にあると言われている。<sup>(65)</sup>そのような視点から本判決に対しては、裁判員法の立法過程において不明瞭であった民主主義的意義を認めただ点自体では一定の評価はされているが、刑事裁判の本質的機能は被疑者・被告人の人権保障にあるのであり、自由主義的意義を明確化していない点で説得力に欠けるという批評がある。<sup>(66)</sup>この点、裁判員法一条という司法に対する理解の増進や信頼の向上は、国民が裁判手続に参加すれば自動的に実現できるものではなく、冤罪の防止・救済といった人権保障機能がなければ裁判員制度の正統性は確固としたものにはならないので、本判決は自由主義的意義を明確に強調すべきであった。<sup>(67)</sup>

なお、司法に関しては多数者の意思・圧力によって少数者の自由が害されることが懸念される「民主司法のジレンマ」を根拠として「司法の民主化」とは、司法における自由主義原理の貫徹を意味する<sup>(69)</sup>べきという主張も見られる。<sup>(68)</sup>さらに、柳瀬昇氏は現行裁判員制度の立法過程を分析して、裁判員の意義は「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上にある」とし、「民主主義原理に基づいているものではなく、また、民主主義原理に基づくべきではない」と述べる。<sup>(70)</sup>これらは、司法と民主主義との接合に懐疑的な立場と言えよう。一方で、市民参加（民主主義）と無辜の不処罰（自由主義）とを対立的に捉えることに疑問を呈し、裁判員制度により「裁判内容に国民の健全な常識が反映され」、官僚司法からの脱却による無辜の不処罰の実現が実質化され得ると主張する見解や、<sup>(71)</sup>裁判への市民参加を「裁判の権力性への一つの対抗原理」として捉え、裁判員制度には「市民参加による裁判の民主化」という意義があるとする見解もある。<sup>(72)</sup>

このように裁判員制度の意義を巡り議論が興隆しているが、少なくとも本判決において最高裁は、民主主義原理から国民の司法参加を正当化する姿勢を示したことは明らかである。但し、前述したように本来は自由主義的意義が本質であるべきことに鑑みれば、少なくとも自由主義的意義に寄与する観点からであれば、民主主義的意義は正当化できるように思われる。すなわち、国民による司法参加の意義は、「参加」自体にあるのではなく、参加によって得られる適正手続や人権の保障という帰結にあると言えよう。<sup>(73)</sup>

第二に、裁判員の職務等が憲法一八条の「苦役」に該当するか否かの問題である。本判決において最高裁は、当該該当性を否定

したが、「辞退の理由」をあまりに厳格に限定する制度であれば、憲法一八条違反として違憲の疑いが生じると解されている<sup>(74)</sup>。「意に反する苦役」とは本人の意に反して強制される労務と解されるので、裁判員として出頭し職務を果たすことは「苦役」に該当しないと考えられる。しかし、本件声かけ威迫事件のように身の安全が脅かされる危険性のある状況下においては、受訴裁判所が裁判員等からの辞任の申立てに対し、解任決定をするに当たり、「その理由があると認めるとき」(裁判員法四四條)の要件判断、又は除外規定(同法三條)の判断を過度に厳格化してしまうことには問題もある。従って裁判員等からの辞任の申立てに対する解任決定が適正な範囲で弾力的に運用されることが合憲性の前提になるように思われる。

## 六 裁判員制度に内在するリスク

前述のように裁判員法一條が「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」を掲げているにもかかわらず、二〇一三年に最高裁が実施・公表した裁判員制度に対する国民意識を把握するための調査結果によれば、次のような興味深い結果が表れている<sup>(75)</sup>。「裁判や司法への関心」に関する質問では、裁判員裁判が開始されてから裁判や司法へ興味や関心を持つようになったと回答した人の割合は、二〇〇九年度調査の四三・四%に比べ二〇一三年には三七・四%に減少している。また、「裁判員として刑事裁判に参加したいか」という質問に対しては、参加に肯定的な回答が一割台にとどまっている<sup>(76)</sup>。さらに、「裁判に参加する場合の心配や支障となるもの」(複数回答)を尋ねる質問に対しては、五割近い人が「被告人やその関係者からの逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安」という回答を挙げている<sup>(77)</sup>。このように、国民一般の意識調査では裁判員制度に消極的な印象を抱いていることと、身の安全に不安を抱いている結果が表れている。

一方で近年裁判員制度を巡っては、裁判員や裁判員候補者等が抱える事情も露呈している。例えば、裁判員の精神的負担の問題、選任手続で裁判員候補者の無断欠席の割合が四割を超えたこと<sup>(79)</sup>、辞退率が上昇している懸念もある<sup>(80)</sup>。とりわけ辞退率に関して最高

裁が公表している資料によれば、辞退が認められた裁判員候補者の辞退率も二〇〇九年には五三・一％であったのが、二〇一六年（六月末速報値）には六四・三％であり、上昇傾向にある。<sup>(81)</sup> その背景には、辞退の判断が柔軟に行われてきた事情もあるが、このまま辞退率の上昇傾向が続けば、国民の印象は悪化し裁判員制度の正当性を揺るがしかねない。

確かに、とりわけ辞退政令の六号に関してこれまで裁判所が柔軟に判断してきたことを好意的に評価する指摘もある。<sup>(82)</sup> しかし、弁護士五十嵐二葉氏は裁判員制度に関する様々な調査結果を踏まえ、「裁きたい者が裁く」という傾向になりつつあり、一方で社会的なデメリットを受けてまでも、裁判員になることを嫌う国民意識が表れていると危惧する。<sup>(84)</sup>

仮に今回の声かけ事件が希有の事案であるにせよ、こうした国民意識の実態がある状況下で、裁判員の辞任の申立てによる解任や、除外決定の運用方向を間違えれば、裁判員制度の趣旨を形骸化させる事態にもなりかねず、運用を的確・慎重に判断すべきである。

## 七 結 語

本稿で述べてきたように、裁判員制度を巡る状況は期待と懸念が混在する様相を呈している。そもそも立法時の議論を見る限り、裁判員制度は威迫事件等の発生を想定して除外規定を設けるに至っている。とはいえ、裁判員候補者等の辞退率上昇や国民の意識低下が生じる状態下で、裁判員の辞任申立てによる解任や除外決定の運用を誤れば、国民の印象を一層悪化させかねない。確かに今回の声かけ事件に対する一連の対応としては、前述したように裁判所、当事者、捜査機関共に現行法の枠組みを有機的に活用し迅速に対処できたと思われるが、こうした例外規定の運用は慎重に行うべきである。とりわけ、除外規定を巡ってはその在り方が大きな課題であると思われる。立法時にあくまで例外規定であるという立場から濫用の危険性が指摘されていたように、積極的な適用には裁判員制度の意義が薄れかねない側面を持つ。また、合憲判決の分析でも触れたように、除外規定の判断基準を厳格化すれば、憲法一八条の「苦役」に該当する可能性も生じてくる反面、除外規定の判断基準の適用を緩やかに適用し続ければ、裁判員

制度への国民の信頼感を低下させかねない。前述の除外請求及び決定の解析では、裁判員法三条の要件への当てはめが、比較的嚴格に行われていることを確認できた。また除外決定に関して聴取した統計からは、決定が下された全ての事案が福岡県のみであり、社会的背景（暴力団の凶暴性等）も除外規定の運用に関連しているように思われる。

これらを踏まえ最後に各視点から、内在的価値を整理して、運用のあり方を分析する。裁判員制度については「裁判員の負担軽減」と「被告人の適正手続保障」とが対立する側面があるという見方もあるように、<sup>(85)</sup> 裁判員制度に内在している価値には複雑な対立点と共通点があると思われる。そこで、裁判員制度を巡る特徴を次のように分析することができよう。①「国民主権の民主主義的意義・裁判員制度の安定性」（民主主義的価値）、②「被告人の自由主義的意義・公正な裁判」（自由主義的価値）、及び③「裁判員の安全」（国民の自由権の価値）という三要素が相互関係を持つ三極構造で構成されるように思われる。これらを除外決定の運用に当てはめれば、除外を積極的に行うことは③に寄与する一方で、裁判員が関与しない点で①の価値に反し、また②の価値との共通面としては被告人に有利な側面を持つ場合もあり得よう。<sup>(86)</sup> 他方で、除外を消極的に運用すれば、裁判員裁判を維持することができ上記①の価値には馴染むのに加え、裁判員裁判を受けることを求めている被告人にとっては望ましく上記②の価値にも馴染むが、一方で裁判員の安全性が脅かされるため上記③の価値に反する側面を持つ。なお、この三極構造は上記②の価値に関しては被告人の裁判員制度を受ける選択権との関係性も生じると思われる。<sup>(87)</sup> また、最高裁合憲判決が示した「国民の視点や感覚と法曹の専門性が常に交流」という視点から見れば、上記③の価値を優先することで、上記①及び②にも対立する側面が生じるのである。これらのことから、少なくとも被告人が特定危険指定暴力団の場合だけ対象から除外する策に関しては、理論的に妥当でないと考えられる。裁判員制度が真に国民の期待に応える制度として機能するために、裁判所は各価値の優先順位とバランスを適宜見極めながら、除外決定の判断を慎重に行うべきである。

(1) 西野喜一著『裁判員制度の正体』講談社現代新書（二〇〇七年）等。

(2) 最高裁判所事務総局 ([http://www.sahban.courts.go.jp/vcms\\_hf/hyousi\\_honbun.pdf](http://www.sahban.courts.go.jp/vcms_hf/hyousi_honbun.pdf))（二〇一六年九月四日確認済）



織に大きく影響する可能性があり、判決内容によっては構成員が裁判員の生命に危害を加える恐れがある」というものであったと報じている。  
(18) 朝日新聞二〇一六年三月一九日(朝刊・東京本社発行・社会) 三七面「裁判員裁判の除外請求却下 埼玉、組幹部射殺事件」。同紙によれば  
検察側の除外請求が退けられたのは、この事案が初めてと報道されている。

(19) 朝日新聞二〇一六年六月八日(朝刊・東京本社発行・社会) 三五面「見た目・言動」畏怖と判断」福岡県警裁判員声かけ 初の立件」。

(20) 朝日新聞二〇一六年六月二日(朝刊・西部本社発行・社会) 三〇面「地裁小倉支部、裁判員を送迎開始 組幹部裁判員巡る声かけ」。

(21) 日本経済新聞二〇一六年六月八日(朝刊・東京本社発行・社会) 三九面「裁判員声かけ 元組員ら逮捕 福岡県警 威迫容疑を初適用」。

(22) 朝日新聞二〇一六年七月六日(朝刊・東京本社発行・社会) 三七面「裁判員威迫防止 全国に対策要請 最高裁通知」。

(23) 読売新聞二〇一六年七月九日(朝刊・東京本社発行・社会) 三四面「工藤会系声かけ公判 裁判員の除外を請求 地検小倉支部」。

(24) 日本経済新聞二〇一六年七月二日(夕刊・東京本社発行・社会) 一五面「裁判員裁判除外 弁護側も同意 地裁小倉支部声かけ」。

(25) 朝日新聞二〇一六年七月四日(朝刊・東京本社発行・社会) 三八面「組員声かけ受け 裁判員除外決定 福岡地裁支部」。

(26) 本判決では傷害罪にとどまるとして懲役二年八月(求刑懲役八年)等が言渡された。

(27) 朝日新聞二〇一六年六月八日(朝刊・東京本社発行・社会) 三五面「見た目・言動」畏怖と判断」福岡県警裁判員声かけ 初の立件」。

(28) 朝日新聞二〇一六年九月一七日(朝刊・西部本社発行・社会) 三六面「裁判員への威迫―否認 声かけ初公判で元工藤会系組員 別の被告は認める」。

(29) 筆者は、福岡地裁にてII事件の両被告人の審理を二〇一六年九月一五日(冒頭手続)、及び一二月二日(論告・弁論手続)に傍聴することができた。

(30) 池田修『解説裁判員法(第2版) 立法の経緯と課題』弘文堂(二〇〇九年) 一六三頁。

(31) 同・池田一六四頁。

(32) 同・池田一六六頁。

(33) 市川正人「国民参加と裁判員制度」法律時報七六卷一〇号(二〇〇四年) 四三頁。

(34) 前掲書(注(30))・池田一五八頁。

(35) 辞退政令は平成二〇年一月一日に閣議決定され、同月一七日に公布されたものである。辞退政令に関して詳細な解説をするものとして、馬場嘉郎「裁判員の辞任事由に関する政令」法律のひろば六一巻五号(二〇〇八年) 五一頁がある。同五六頁によれば、本号は個別の裁判員候補者の状況等に照らして、裁判員法一六条八号及び辞退政令一号から五号までに列挙された類型と同程度のやむを得ない事情が個別に認められる場合に限って、辞任を認めるものである。

(36) 裁判員法四四条の根拠となる同法一六条八号との関係で、大城聡「牧野茂裁判員の義務・負担」刑事法ジャーナル三九号(二〇一四年)三二頁。

(37) 前掲書(注(30))・池田一二一―一三頁。

裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究(吉村)

- (38) 西野喜一「裁判員の解任」判例時報二二三七号(二〇一四年)一〇頁。なお、同書によれば、「やる気を失った裁判員をそのまま強制的に裁判に閱与させても所詮まともな審理、判決になるはずがない」と述べられている。
- (39) 但し、延べ人数であるため、同一の裁判員を複数で計上している場合がある。例えば、仮に被告人が二名の場合は一人の裁判員が解任されても裁判員二名分で解任件数を計上していることになる。
- (40) 前掲書(注(30))・池田五六〜五九頁、及び九八頁。
- (41) 司法制度改革審議会(二〇〇一年一月三〇日開催)第四五回議事録・水原敏博委員発言(<http://www.kantei.go.jp/jp/sinouseido/dai45/45gijokuhm>) (二〇一六年九月四日確認済)。
- (42) 司法制度改革審議会意見書「Ⅳ 国民的基盤の確立」(<http://www.kantei.go.jp/sinouseido/report/ikenho/pdfs/iken-4p.pdf>) (二〇一六年九月四日確認済) 一〇六頁。
- (43) 内田亜也子「裁判員裁判の対象事件に関する一考察:複雑困難事件、少年逆送事件、性犯罪事件の議論を中心に」立法と調査二九八号(二〇〇九年)一八〜九頁、及び前掲書(注(30))・池田一四頁。
- (44) 第一五九回国会衆議院法務委員会(二〇〇四年四月一四日開催)会議録第一四号(<http://kokkaiindl.go.jp/SENTAKU/syugin/159/0004/1590140004014chm>) (二〇一六年九月四日確認済)。
- (45) 前掲書(注(30))・池田一三〜一四頁。
- (46) 辻裕教『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説(一)「法曹時報五九卷一一号(二〇〇七年)八一頁参照。
- (47) 前掲書(注(30))・池田一三頁。
- (48) 朝日新聞二〇一六年七月二日(朝刊・東京本社発行・オビニオン)一六面(「社説」裁判員を威圧 制度の意義再確認)。
- (49) 但し最高裁が二〇一二年二月に公表した「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(二〇一二年)一頁によれば、その段階では制度施行以来の除外決定の判決人員は二名であった。
- (50) 山陽新聞二〇一六年一〇月一日(朝刊・山陽新聞社本社・社会)三〇面「裁判員裁判から除外 組幹部射殺で岡山地裁決定『平穏侵害恐れ』」及び朝日新聞二〇一六年一〇月一日(朝刊・大阪本社・社会)三三三三面「組員の公判、裁判員裁判の対象外に 岡山地裁」。
- (51) 例えば、東京高判決平成二二年四月二二日・判タ一三四一号三七頁、東京高判平二二年六月二九日・判タ一三四七号一〇二頁、東京高判平二二年八月三〇日・高刑速(平成二二年度)九二頁、東京高判平二二年一〇月二六日・高刑速(平成二二年度)九七頁等が公刊されている。
- (52) 木村亀二著『新憲法と刑事法』法文社(一九五〇年)五三〜五六頁。
- (53) 兼子一著『新憲法と司法』國立書院(一九四八年)七五頁以下。
- (54) 浦部法穂著『憲法学教室(第二版)』日本評論社(二〇〇六年)三一九頁、及び佐藤幸治著『日本国憲法論』成文堂(二〇一一年)五八〇頁等。



- (55) 大久保太郎「裁判員制度案批判(司法制度改革審議会最終意見を読む)」判時一七五〇号(二〇〇一年)二五頁等。
- (56) 最大平二三年一月一日・判時二二一三六号三頁。
- (57) 新屋達之「刑事訴訟法判例研究(31) 国民の司法参加・裁判員制度の合憲性(最高裁大法廷判決二〇一一年一月一日)」法律時報八四卷一〇号(二〇一二年)一六六頁。
- (58) 前掲(注5)・但木九八頁。
- (59) 西野喜一著『さらば、裁判員制度―司法の混乱がもたらした悲劇』ミネルヴァ書房(二〇一五年)一四七頁以下。
- (60) 最判平二四年一月三日・判時二二四三三号一四四頁。
- (61) 「最高裁新判例紹介」法律時報八四卷三三三号(二〇一二年)二二六―二二七頁。
- (62) 毛利透「裁判員裁判の憲法適合性(判例セレクト二〇一二(一))」法学教室三八九号(別冊付録)(二〇一三年)三頁。
- (63) 前掲書(注9)・葛野四頁。
- (64) 前掲書(後藤昭編二〇一〇年・村岡啓二「裁判員制度とその誕生…法の継受と創造の観点から」二三―二五頁、及び葛野尋之「裁判員制度における民主主義と自由主義」法律時報八四卷九号(二〇一二年)四頁以下。
- (65) 前掲書(注9)・葛野四頁。
- (66) 同・葛野五―六頁。同書によれば、判決では直接言及はないものの、「司法の国民的基盤」と「国民の理解と支持」とを結び付けている点で、裁判員法一条も民主主義的意義を含蓄すると理解される。
- (67) 同六頁、及び前掲(注57)・新屋一二九頁。
- (68) 長尾一敏「裁判員制度と日本国憲法」現代刑事法(二〇〇一年)三三―三四頁。また、渋谷秀樹著『憲法(第二版)』有斐閣(二〇一三年)六八四頁は国民主権という概念について、「司法と国民主権を容易に結びつけることは、多数派が国民主権の名の下に裁判所を操作する途を開く危険性が憂慮される」と述べる。
- (69) 柳瀬昇「裁判員法の立法過程(四・完)」信州大学法学論集二一(二〇〇八年)一三八頁以下。
- (70) 柳瀬昇著『裁判員制度の立法学』日本評論社(二〇〇九年)一〇―一頁、一〇七―一〇九頁、及び二七九頁以下等。
- (71) 福井厚「裁判員制度と『民主司法のジレンマ』論」法政法科大学院紀要六卷一(二〇一〇年)三三頁以下、及び四〇―四一頁。
- (72) 浦部法穂著『憲法学教室(第三版)』日本評論社(二〇一六年)三四一頁。
- (73) 今関源成「司法制度改革における『法の支配』国民の司法参加」現代思想三六卷一三三(二〇〇八年)七九頁。
- (74) 前掲書(注68)・渋谷二三四頁。渋谷氏は裁判員制度を憲法上の司法制度を具体化したもので、且つ憲法三二条の権利を実質化したものと解し、基本的には憲法一八条の例外と位置付けた上で、このような疑いを指摘する。

裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究(吉村)

- (75) 最高裁判所『裁判員制度の運用に関する意識調査』(二〇一三年)。本調査は二〇一三年一月一七日～二月三日にかけて、調査員による個別面談聴取により二〇歳以上の者二、〇〇五人に対して層化二段無作為抽出法により実施された (<http://www.moj.go.jp/content/000111903.pdf>) (二〇一六年九月四日確認済)。
- (76) 同五一頁。「参加したい」及び「参加してもよい」という回答を含む。
- (77) 同四七頁参照。
- (78) 最高裁「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(二〇一二年)三七頁以下。
- (79) 朝日新聞二〇一六年五月二日(朝刊・東京本社発行・社会)三〇面「裁判員候補者、無断欠席四割 最高裁が対策検討へ」。
- (80) 前掲書(注4)・安廣編著二〇一五年、椎橋三〇頁。
- (81) 最高裁「裁判員裁判の実施状況について(制度施行し平成二八年六月末・速報)」五頁(表4)参照 ([http://www.saibaincourts.go.jp/vcms\\_If/128\\_6\\_saibaninsokuhou.pdf](http://www.saibaincourts.go.jp/vcms_If/128_6_saibaninsokuhou.pdf))。
- (82) 前掲書(注4)・安廣編著二〇一五年、椎橋二九～三〇頁。
- (83) 前掲注(36)・大城Ⅱ牧野三二頁。
- (84) 前掲書(注6)・五十嵐二七六～二八二頁。
- (85) 渕野貴生「裁判員制度と刑事手続改革」法律時報七六卷一〇号(二〇〇四年)三〇頁。
- (86) 例えば、朝日新聞二〇一四年四月一日(朝刊・東京本社発行・埼玉全県)「報復を恐れ裁判員萎縮 『身近な問題』認識必要 暴力団抗争裁判 市民が裁く意義は」二四頁によると、裁判傍聴していた暴力団員に取材した際に「一般市民が『暴力団は悪い』というイメージを持ち、量刑が不当に重くなるおそれがある」と不安を抱いていた暴力団員の発言が紹介されている。
- (87) 前掲書(注7)・椎橋二九一頁。

## 〔追記〕

本稿は公刊されていなかった統計については最高裁判所広報課に取材して資料を作成した。また、脱稿時点でI事件の除外決定内容が公刊されていなかったため、二〇一六年九月八日、担当弁護人に直接面会して事実関係等の確認を行った。研究へのご協力に心より感謝申し上げます。

(九州国際大学法学部教授)